

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年9月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500005 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500022 号

第 1 結論

昭和 46 年 8 月から昭和 58 年 6 月までの請求期間及び平成 21 年 3 月から同年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 26 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 46 年 8 月から昭和 58 年 6 月まで
② 平成 21 年 3 月から同年 5 月まで

請求期間①について、私は、昭和 57 年に勤務先のお客様から「将来のことを考えたら、今のうちから、ちゃんと国民年金に入っておくべきだ。」と勧められ、当時居住していた A 市 B 区の区役所の窓口で国民年金の加入について相談に行った。その際、区役所の窓口の職員は、保険料については、遡って 10 年間分まで納付できること、1 か月当たり 5,000 円ぐらいであることを教えてくれた。私は、当時、毎月 20 万円から 30 万円ぐらいまでの給料をもらっており、このほか、毎月数万円から 10 万円ぐらいまでの収入があったため、何回かに分ければ 10 年間分の保険料を全額納付できると思い、区役所の窓口で納付書を発行してもらい、昭和 57 年中に、2、3 回に分けて請求期間①の保険料を全額納付した。

請求期間②について、私は、郵送されてきた納付書を使い、随時、出掛け先の近くの郵便局やコンビニエンスストアで保険料を納付していたため、具体的にどこで納付していたかまでは特定できない。しかし、請求期間②の前後の期間の保険料については、もれなく納付しており、この頃もきっちりと保険料を納付していたので、請求期間②の保険料についても、納付していることは間違いない。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①及び②を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、請求期間①の保険料納付について、証言者として 2 名の氏名を挙げており、これら証言者は、その証言内容をそれぞれ陳述書として提出している。当該陳述書においては、i) 請求者に対し、昭和 56 年又は昭和 57 年頃に国民年金に加

入するよう、強く勧めたこと、ii) 請求者から請求期間①の保険料を遡って納付したとの報告を受けたこと、iii) 請求者が、当時、保険料を納付することができる資力を有していたことなどが記載されており、これら証言者は、請求者の主張内容に沿う陳述をしている。

2 請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月頃に A 市 B 区で払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われ、その際、請求者の国民年金被保険者資格については、昭和 57 年 1 月まで遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①の保険料を納付したとする時期（昭和 57 年当時）において、国民年金に未加入であったことから、請求者が主張する時期に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間①のうち、昭和 46 年 8 月から昭和 56 年 12 月までについては、上述の加入手続の際に、請求者は、当該期間の被保険者資格を遡って取得していないところ、請求者は日本国籍を有しておらず、制度上、昭和 56 年 12 月までは日本国籍を有していない者は国民年金に加入することができなかったため、当該期間の被保険者資格を遡って取得していない事務処理に不自然さは見受けられない。このことから、請求者は、加入手続後においても、国民年金に未加入である当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、請求期間①のうち、昭和 57 年 1 月から昭和 58 年 6 月までについては、上述の加入手続の際に、請求者は、当該期間の被保険者資格を遡って取得しているものの、加入手続が行われた時期（昭和 60 年 10 月頃）を基準とすると、当該期間の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は遡って納付することができなかったものと考えられる。このことは、加入手続時期において時効が成立しておらず、保険料を納付することが可能であった請求期間①直後の保険料が過年度保険料として遡って納付されていたものとみられることとも符合している。

加えて、国民年金の加入手続については、原則、住所地のある市町村で行うものとされており、外国人に係る国民年金に関する事務取扱は、外国人登録原票（当時）に基づいて行うものとされていた。請求者に係る外国人登録原票によると、請求者は、国民年金手帳記号番号が払い出されている A 市 B 区に初めて住所地の変更登録をしたのが昭和 60 年 10 月 8 日とされており、これ以前については、他市に住所地が登録されていたことが確認できる。このため、請求者がその主張する時期に A 市 B 区において国民年金の加入手続を行っていたとは推認し難い上、当該住所地の変更登録が行われた時期については、上述の加入手続が行われたとみられる時期とも一致していることから、請求期間①の国民年金に関する請求者の一連の記憶は、この頃の出来事を指している可能性がうかがえる。

このほか、請求者が居住している A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間①の保険料を納付していた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

- 3 請求期間②について、請求者は、納付書を使い、随時、出掛け先の近くの郵便局やコンビニエンスストアで保険料を納付していたとしているものの、具体的にどこで納付していたかまでは特定できない旨の陳述をしていることから、当該期間に係る保険料の納付時期、納付場所についての状況の詳細は不明である。

また、請求期間②については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間②に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間②の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 4 請求期間①及び②について、請求者は、消えた年金が社会問題となった後に、自身に届いた年金記録に関する通知について、住所地は正しいが氏名が誤っており、どのように誤っていたかメモを残しておらず具体的には分からないものの、全く別人の名前が記載されていたことがあるとして、年金記録管理に疑念を抱く旨の陳述をしている。オンライン記録の氏名変更履歴によると、請求者の氏名については、平成17年7月1日から平成23年10月6日までの間は、現在登録されている読み仮名とは異なる読み仮名で請求者の年金記録が管理されていたことが確認でき、請求者が誤っていたとしている氏名は、この間の氏名の読み仮名についてのことであると推察される。

しかし、当該読み仮名の変更前後を通じて、i) 請求者に係る基礎年金番号については、平成9年1月に請求者に付番された同じ番号で引き続き管理されていたこと、ii) 請求者に係る氏名の漢字及び生年月日については、変更された形跡は見当たらず、正しく管理されていたものとみられることを踏まえると、当該読み仮名の変更は、請求者の保険料納付記録に影響を及ぼすものであったとまでは言い難い。

- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500216 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500023 号

第 1 結論

昭和 46 年 12 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 23 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年 12 月から昭和 54 年 3 月まで

私が所持している国民年金手帳には、A 市への住所変更年月日が昭和 46 年 12 月 28 日と記載されており、変更後の住所欄の記載のうち「B 県 A 市」まではゴム印で押されていることから、この日に A 市役所で国民年金の加入手続をして、これ以降の保険料を納付していたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、記号番号払出補助簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 9 月頃に C 町において払い出されており、その際に、昭和 43 年 7 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われ、同資格は、昭和 44 年 4 月に喪失していることが確認できる。その後転居した A 市の国民年金被保険者名簿によると、上述の国民年金手帳記号番号を用いて、昭和 54 年 4 月 18 日に加入手続（受付）が行われ、任意加入被保険者として資格を再取得する事務処理が行われたこととされているが、請求者は、同市に転居した昭和 46 年 12 月から国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張している。

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者が所持する国民年金手帳における被保険者資格の取得及び喪失に係る記載内容については、前述の A 市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも一致しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、前述の国民年金手帳記号番号以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間において請求者に係る国民年金の加入手続が行われていたことがうかがえない。これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられ

る。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において夫が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、前述の加入手続時期（昭和 54 年 4 月）において、請求者は、請求期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、所持する国民年金手帳における変更後の住所欄の変更年月日（昭和 46 年 12 月 28 日）の記載を根拠として、請求期間の記録を訂正してほしいとしているところ、請求者によると、A 市に居住していた期間における住所地の町名について、最初（昭和 46 年 12 月）は「D 町」に居住し、長男の出生（昭和 51 年 * 月）後に「E 町」に転居した旨の陳述をしている。これに対し、同手帳における変更後の住所欄を見ると、その記載された住所地の町名は「E 町」のみであり、「D 町」から「E 町」へ住所変更された記録は確認できない。このことから、同手帳における変更後の住所欄の変更年月日の記載は、少なくとも「E 町」への転居（昭和 51 年 * 月）後に行われたものとみられ、請求者の主張する時期に記載されたものではないことが推し量られる。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。